

医 第 3 1 2 号
令和8年4月30日

各関係団体の長 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

令和7年度医療機関等物価高騰対策支援事業の実施について

日頃、本県の医療業務に御協力いただきありがとうございます。

さて、このことについて、エネルギー・食料品価格の高騰による医療機関等の経営への影響を緩和し、もって医療提供体制を維持し県民の健康の保持に寄与することを目的として、本事業を実施しておりますので、お知らせします。

つきましては、御了知の上、本事業の周知等に御配慮くださるようお願いいたします。なお、本事業の詳細については、下記の千葉県ホームページを御参照ください。また、対象となる医療機関等あてに、別途お知らせしていることを申し添えます。

記

令和7年度医療機関等物価高騰対策支援事業（支援金）の実施について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryoku/chiikiiryoku/iryohoujin/bukkakoutou06.html>

ホーム > くらし・福祉・健康 > 健康・医療 > 保健医療政策 > 医療機関に対する補助金等 >
令和7年度千葉県医療機関等物価高騰対策支援事業（支援金）の実施について

【参考事項】

- ・原則、特設ホームページからのWEB申請となります。

<https://jimukyoku.site/chiba/iryokikanbukkakoutoushien/>

- ・問合せ先（コールセンター）

令和7年度医療機関等物価高騰対策支援事業給付金事務局

（受託者：株式会社タスクールPlus）

事務局所在地：〒260-0013

千葉県千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館 7 階

電話番号：050-5574-6913

お問合せ時間：平日 9:00-17:00（土日祝は除く）

【担当】千葉県健康福祉部医療整備課

医療機関等物価高騰対策支援事業 担当

TEL 043-223-3882

令和8年4月吉日

医療等提供施設事業者 様

千葉県健康福祉部医療整備課

令和7年度医療機関等物価高騰対策支援事業のお知らせ

本件について、特設ホームページを開設し、申請の受付を開始しますので、本支援金の給付をご希望の場合は、下記のとおり手続きをお願いします。

手続きにあたっては、下記の特設ホームページに掲載の「令和7年度医療機関等物価高騰対策支援事業支援金給付要綱」及び「よくある質問」をご確認くださいようお願いいたします。

※特設ホームページ内の「給付要綱」・「よくある質問」の「コチラから」を押していただくと、自動的にそれぞれのファイルがダウンロードされます。

なお、封筒の宛名シールに記載されている通番(例イ0001)は、申請の際、必要となりますので、番号を書き留めるなど、保管にご留意願います。

記

1 申請方法

原則、特設ホームページからのWEB申請

※ 申請方法等は特設ホームページの案内をご確認ください。

※ WEB申請ができない場合は郵送による申請も可能ですが、WEB申請よりもかなりのお時間をいただきますので予めご了承ください。

【特設ホームページはこちら】

<https://iryokikan-hojyokin2026.chiba.jp/>



←こちらの二次元コードからもご利用可能です

2 申請受付期間 令和8年6月30日(火)午後5時まで

3 問合せ先

千葉県医療機関等物価高騰対策支援事業事務 (受託者:株式会社タスクール Plus)

事務局所在地: 〒260-0013

千葉県千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館 7F

電話番号:050-5574-6913

※お問合せ時間:平日 9:00-17:00(土日祝は除く)

メールアドレス:hojokin-chiba@task-school.com

千葉県医療機関等物価高騰対策支援金制度概要

※申請にあたっては、特設ホームページに掲載の「令和7年度医療機関等物価高騰対策支援事業支援金給付要綱」及び「よくある質問」をご確認ください。

1 給付金額

病院	1施設につき、35,000円に基準日における病床数を乗じた額
有床診療所	
無床診療所	1施設につき、30,000円
薬局	
助産所	1施設につき、10,000円
施術所	
歯科技工所	
訪問看護ST	

2 対象施設

県内の医療等提供施設のうち、以下の(1)から(6)の施設

- (1) 病院 医療法(以下「法」という。)第1条の5第1項で規定する施設
- (2) 有床診療所 法第1条の5第2項で規定する施設のうち19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの
- (3) 無床診療所 法第1条の5第2項で規定する施設のうち患者を入院させるための施設を有しないもの
- (4) 薬局 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局
- (5) 助産所 法に基づく開設の届出を行った、又は許可を受けたもの
- (6) 施術所
 - ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく施術所(ただし、令和8年1月1日以前に健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生(支)局長、及び千葉県知事から承諾の通知を受けた施設に限る。)
 - イ 柔道整復師法に基づく施術所(ただし、令和8年1月1日以前に健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生(支)局長、及び千葉県知事から承諾の通知を受けた施設に限る。)
- (7) 歯科技工所 歯科技工士法第2条第3項に規定する歯科技工所
- (8) 訪問看護ステーション 健康保険法第89条第1項に規定する訪問看護ステーション(ただし、介護保険法第70条第1項に規定する訪問看護ステーションに指定されている事業者は除く。)

ただし、以下、①から④に該当するものは対象となりません。

- ① 令和8年1月1日(以下「基準日」という。)において、業務を行っていない施設。
特に、病院、有床診療所、無床診療所、薬局及び施術所においては、基準日において、保険診療を行っていない施設。
- ② 基準日時点で全ての病床を休止している有床診療所(ただし、無床診療所として申請する場合はこの限りではない。)
- ③ 基準日において、国、県及び市町村が一般会計により運営している施設。
- ④ 基準日において、施設を設置している個人又は法人(以下、「事業者」という。)が、専ら当該事業者が雇用するものに対して、医療サービス又は薬事サービス、施術サービスを提供することを目的として設置している施設。